

「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」

～シートベルト非着用者の致死率は着用者の約15倍！～（警察庁統計）

実施期間⇒ 6月中

平成20年6月施行の道交法により後部座席でのシートベルト着用が義務化されました。

シートベルトは、万が一の事故時に被害の軽減効果があります。

大切な人を守るために、必ずシートベルトの着用・チャイルドシートの使用をお願いします。



全座席ベルトを着用しましょう！

～後部座席シートベルト非着用の危険性～

1 車内で全身を強打する

事故の衝撃により、想像以上の力で前席や天井、ドア等にたたきつけられ、大きな被害を受けます。

2 車外に放り出される

衝撃の勢いが激しい場合、後ろの席から車外に放り出されると路面で身体を強打したり、後続車にひかれる事にもなりかねません。

3 前席の人が被害を受ける恐れがある

事故の衝撃で後部座席の人が前方に投げ出されると、前席の人はシートとエアバックで挟まれて大けがを負うことがあります。

警察庁とJAFの合同調査結果（平成26年）

	全 国		岐 阜 県	
	一般道路	高速道路	一般道路	高速道路
運 転 席	98.2%	99.5%	97.9%	98.9%
助 手 席	93.9%	98.1%	94.4%	98.5%
後部座席	35.1%	70.3%	42.3%	66.0%